

工 事 成 績 評 定 要 領

(最終改正 平成23年9月1日適用 (平成23年8月26日付け23建政技第181号))

(目的)

第1 この要領は、長野県が行う請負契約による建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公正かつ確かな評定を行い、もって建設工事の品質確保と建設企業の技術力向上に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円以上の建設工事（「災害等の発生により緊急を要する工事の入札方式に関する取扱要領」により発注する応急工事を除く）とする。
ただし、発注機関の長（以下「所長」という。）が必要であると認める場合には、500万円未満の建設工事についても、評定することができるものとする。

(評定者)

第3 評定者は、総括監督員等、しゅん工検査員、中間検査員、主任監督員等及び監督員とし、各評定者の定義は次に掲げるとおりとする。

(1) しゅん工検査員

長野県建設工事事務処理規程（昭和51年3月3日付け50監第590号。以下「規程」という。）第35条により所長がしゅん工検査を行わせるために指定した職員、又は、同規程第39条により、会計管理者又は会計センター所長が指定した職員をいう。

(2) 中間検査員

規程第35条により、所長が中間検査を行わせるために指定した職員、又は、同規程第39条により、会計管理者又は会計センター所長が指定した職員をいう。

(3) 総括監督員等

規程第29条により、所長が工事の箇所ごとに総括監督員として指定した職員をいう。
総括監督員を置かない場合は、工事の施工監督を担当する本庁の課長又は現地機関の課長若しくは所長の指定する職員をいう。

(4) 主任監督員等

規程第29条により、所長が工事の箇所ごとに主任監督員として指定した職員をいう。
主任監督員を置かない場合は、工事の施工監督を担当する本庁の係長又は現地機関の係長若しくは所長の指定する職員をいう。

(5) 監督員

規程第29条により、所長が工事箇所ごとに監督員として指定した職員をいう。

(評定の方法)

第4 評定者は、工事ごとに監督又は検査により確認した事項に基づき、独立して公正かつ公平に評定するものとする。

2 評定は、工事成績評定表（（別記-1）以下「評定表」という。）及び工事成績採点表（（別記様式第1）以下「採点表」という。）、細目別評定点採点表（（別記様式第2）以下「細目別採点表」という。）により行うものとする。

3 評定項目の「創意工夫」「社会性等」は当該工事における実施状況を考慮するものとする。

4 評定項目の「法令遵守等」は当該工事における状況を考慮するものとし、当該工事期間中に生じた事実や工事完了後に判明した事実を対象とする。

(工事評定点の算定)

第5 工事評定点は、「法令遵守等」の評価項目を除き、評定者ごとの評定点に次に掲げる配分率を

乗じて求めた点数の合計点数とし、四捨五入により整数として表示する。
ただし、中間検査を行わなかった場合の、しゅん工検査員の配分率は0.4とする。

評定者別配分表

評定者	しゅん工 検査員	中間 検査員	総括監督 員等	主任監督 員等	監督員
配分率	0.2	0.2	0.2	0.4	

2 第1項による評定点に「法令遵守等」の評価点を減じて評定点とする。

(評定の時期及び評定者)

第6 しゅん工検査時の評定は、対象工事がしゅん工検査に合格後、すみやかに実施するものとする。

また、中間検査員による評定は、中間検査を行った都度すみやかに実施するものとする。

2 評定次ごとの評定者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第1次評定 監督員・主任監督員等

(2) 第2次評定 しゅん工検査員

(3) 第3次評定 総括監督員等

3 同一次評定の評定者が2人以上ある場合は、評定者相互で協議のうえ評定するものとする。

(評定の照査)

第7 所長は、評定結果の通知に先立ち、評定が公正かつ適正に行われたかどうかの照査を行うものとする。

2 所長は、評定の照査に当たっては、必要に応じて発注機関毎に設置する「工事等成績評定評価委員会」(以下「委員会」という。)に意見を求めることができるものとする。

(評定表の提出等)

第8 所長は、四半期毎に評定表をとりまとめ、翌月の25日までに工事事務管理システム端末機から入力又は建設政策課技術管理室長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第9 所長は、評定者から評定表等が提出された場合は、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績表評定通知書(様式第1-1)により通知するものとする。

(評定の公開)

第10 本要領に係る文書は、以下の各号の定めるところにより、公開するものとする。

(1) 長野県公式ホームページで公開するもの

①工事成績評定要領

②工事成績評定表、項目別評定点、工事成績採点表等の各様式

(2) 発注機関で閲覧するもの

①工事成績評定通知書(様式第1-1)((別記—1)を除く)、

工事成績評定修正通知書(様式第1-2)((別記—2)を除く)

②項目別評定点(別表1)、項目別修正評定点(別表2)

③第12及び第13に定める説明請求書(再説明請求書を含む。)及びその回答

(3) 請求により公開するもの(当該工事の受注者・現場代理人及び配置技術者本人(増員技術者含む。)は求め(口頭の請求)により、第三者には公文書公開請求により、①②を公開)

①工事成績評定表(別記—1)、工事成績修正評定表(別記—2)

②評価根拠（工事成績採点表、細目別評定点採点表、考査項目別運用表）

（評定の修正）

- 第11 所長は、第9の通知後、当該評定を修正する必要がある場合（瑕疵の発生など）は、第7第2項の委員会に意見を求め修正できるものとする。
- 2 評定の修正は、工事成績修正評定表（別記-2）及び採点表（別記様式第1）、細目別採点表（別記様式第2）により行うものとする。
- 3 所長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績評定修正通知書（様式第1-2）により通知するものとする。

（説明請求等）

- 第12 第9又は第11第3項による通知を受理した者は、当該通知日の翌日から起算して10日（長野県の休日を含める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、所長に対し、説明請求書を提出し、評定の内容についての説明を請求することができるものとする。
- 2 所長は、前項による説明を求められた場合は、様式第2-1又は様式第2-2（第11第1項及び第2項による評定の修正を伴う場合）により回答するものとする。
- 3 所長は、前項による回答を行う場合、第7第2項の委員会に意見を求めることができるものとする。

（再説明請求等）

- 第13 第12第2項の回答書を受理した者は、回答日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、知事に対して再説明請求書を提出し再説明を請求することができる。
- 2 知事は、前項による再説明の請求があったときは、公共工事等における入札及び契約に係る苦情処理対応要領（平成14年7月30日付け14監第224号。以下「対応要領」という。）第10第2項及び第11又は第12に基づき処理するものとする。
- 3 前項において再説明請求者への回答は、様式第3-1又は様式第3-2（第11第1項及び第2項による評定の修正を伴う場合）によるものとし、却下する場合は対応要領の様式6によるものとする。
- 4 再説明請求の処理における対応要領の適用に当たっては、「再苦情」を「再説明」と、「申立」を「請求」と読み替えるものとする。

附 則 この要領は、平成14年8月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成16年8月20日から適用する。

附 則 この要領は、平成17年5月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成18年5月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成20年7月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成22年1月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成22年7月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成23年9月1日から適用する。

様式第1-1

平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称 ○ ○ ○ ○ 様

○ ○ ○ ○ ○ 事務所長 印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定内容に疑問があり、書面により回答を求める場合には、平成 年 月 日までに当所
に対して説明を請求することができます。

説明の請求に対しては、書面により回答します。

説明を請求する場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記6のとおりです。

記

- 1 工事名・箇所名 平成〇〇年度 ○〇〇〇〇〇〇工事 ○〇市大字〇〇工区
- 2 工 期 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
- 3 しゅん工年月日 平成〇年〇月〇日
- 4 しゅん工検査年月日 平成〇年〇月〇日
- 5 評 定 点 〇〇 点
工事成績評定表及び項目別評定点は、別記-1及び別表1のとおり
- 6 担当課・係
〒〇〇〇-〇〇〇〇 ○〇県〇〇市大字〇〇
〇〇〇〇事務所 〇〇課 〇〇係
Tel.〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇

様式第1-2

平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称 ○○○○ 様

○○○○○事務所長 印

工事成績評定修正通知書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定結果を修正したので通知します。
なお、評定内容に疑問があり、書面により回答を求める場合には、平成 年 月 日までに当所
に対して説明を請求することができます。
説明の請求に対しては、書面により回答します。
説明を請求する場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記6のとおりです。

記

- 1 工事名・箇所名 平成○○年度 ○○○○○○工事 ○○市大字○○工区
- 2 工 期 平成○年○月○日～平成○年○月○日
- 3 しゅん工年月日 平成○年○月○日
- 4 しゅん工検査年月日 平成○年○月○日
- 5 修正評定点 ○○ 点
工事成績修正評定表及び項目別修正評定点は、別記-2及び別表2のとおり
- 6 担当課・係
〒○○○-○○○○ ○○県○○市大字○○
○○○○事務所 ○○課 ○○係
Tel○○○-○○○-○○○○ (代) 内線○○○○

工 事 成 績 評 定 表

平成 年 月 日
事務所名 事務所

工 事 名			
箇 所 名			
契 約 金 額	当初；	最終；	
工 期	平成 年 月 日～	当初；平成 年 月 日	
		最終；平成 年 月 日	
しゅん工年月日			
しゅん工検査年月日			
中間検査年月日			
請負者氏名			
現場代理人氏名			
主任（監理）技術者氏名			
増員主任（監理）技術者氏名			
所長氏名	印		
評 定 者	評定点	職	氏 名
④しゅん工検査員	点		印
③中間検査員	点		印
③中間検査員			印
②総括監督員等	点		印
①主任監督員等	点		印
①監督員			印
⑤法令遵守等	点		
⑥評定点合計	点		

注1) 中間検査があった場合 $⑥ = (① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ③ \times 0.2 + ④ \times 0.2) - ⑤$ 中間検査がなかった場合 $⑥ = (① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ④ \times 0.4) - ⑤$

- 2) 中間検査が2回以上あった場合は平均点とする
- 3) 各評定者の評定点は少数1位までとする。
- 4) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

別表 1

項目別評定点

評価項目	細別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	2.9点 / 3.3点
	II. 配置技術者	2.9点 / 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	9.4点 / 13.0点
	II. 工程管理	6.1点 / 8.1点
	III. 安全対策	6.2点 / 8.8点
	IV. 対外関係	2.9点 / 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	9.3点 / 14.9点
	II. 品質	9.4点 / 17.4点
	III. 出来ばえ	6.5点 / 8.5点
4. 工事特性 (加点のみ)	施工条件等への対応	3.3点 / 7.3点
5. 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	2.9点 / 5.7点
6. 社会性等 (加点のみ)	地域への貢献等	3.2点 / 5.2点
7. 法令遵守等 (減点のみ)		
評価点合計		65.0点 / 100点

工 事 成 績 修 正 評 定 表

平成 年 月 日
事務所名 事務所

工 事 名			
箇 所 名			
契 約 金 額			
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
しゅん工年月日			
しゅん工検査年月日			
請負者氏名			
現場代理人氏名			
主任（監理）技術者氏名			
増員主任（監理）技術者氏名			
評 定 者	評 定 点		備 考
④しゅん工検査員	修正前	点	
	修正後	点	
③中間検査員	修正前	点	
	修正後	点	
②総括監督員等	修正前	点	
	修正後	点	
①主任監督員等・監督員	修正前	点	
	修正後	点	
⑤法令遵守等	修正前	点	
	修正後	点	
⑥評定点合計	修正前	点	
	修正後	点	

項目別修正評定点

評価項目	細別	評定点/満点			
		修正前	点		
1. 施工体制一般	I. 施工体制	修正前	点	/ 3. 3点	
		修正後	点		
	II. 配置技術者	修正前	点	/ 4. 1点	
		修正後	点		
2. 施工状況	I. 施工管理	修正前	点	/ 13. 0点	
		修正後	点		
	II. 工程管理	修正前	点	/ 8. 1点	
		修正後	点		
	III. 安全対策	修正前	点	/ 8. 8点	
		修正後	点		
	IV. 対外関係	修正前	点	/ 3. 7点	
		修正後	点		
	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	修正前	点	/ 14. 9点
			修正後	点	
		II. 品質	修正前	点	/ 17. 4点
			修正後	点	
III. 出来ばえ		修正前	点	/ 8. 5点	
		修正後	点		
4. 工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	修正前	点	/ 7. 3点	
		修正後	点		
5. 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	修正前	点	/ 5. 7点	
		修正後	点		
6. 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	修正前	点	/ 5. 2点	
		修正後	点		
7. 法令遵守等（減点のみ）		修正前	点		
		修正後	点		
評価点合計		修正前	点	/ 100点	
		修正後	点		

平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称 ○ ○ ○ ○ 様

○ ○ ○ ○ 事務所長 印

工事成績評定に係る説明請求への回答について

平成 年 月 日付けで貴社から説明請求のあった評定内容について、下記のとおり回答します。
本説明書に不服があるときは、知事に対してその疑問の旨を付して、平成 年 月 日までに書
面により、再説明を請求することができます。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を請求する場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記3のと
おりです。

記

1 工事名・箇所名 平成 ○ 年度 ○ 工事 ○ ○ 市 大字 ○ ○ 工区

2 疑問に対する回答

3 送付先及び問い合わせ先

〒○○○-○○○○ ○○県 ○○市 大字○○

県庁内 主管部 主管課 ○ ○ 係

TEL ○○○-○○○-○○○○(代) 内線 ○○○○

平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称 ○○○○様

○○○○事務所長 印

工事成績評定に係る説明請求への回答及び評定点の修正について

平成 年 月 日付けで貴社から説明請求のあった評定内容について、下記のとおり回答します。また、説明請求のあった評定の一部について下記のとおり修正しましたのでその結果を通知します。回答に疑問がある場合には、平成 年 月 日までに書面により、知事に対して再説明を請求することができます。

再説明の請求に対して書面により回答します。

また、再説明を請求する場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記3のとおりです。

記

- 1 工事名・箇所名 平成 ○ 年度 ○ 工事 ○○市 大字 ○○工区
- 2 疑問に対する回答 別紙のとおり
- 3 修正評定点 点
工事成績修正評定表及び項目別修正評定点は、別記-2及び別表2のとおり
- 4 送付先及び問い合わせ先
〒○○○-○○○○ ○○県 ○○市 大字○○
県庁内 主管部 主管課 ○○係
Tel ○○○-○○○-○○○○(代) 内線 ○○○○

様式第3-1

平成 年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称 ○ ○ ○ ○ 様

知 事 印

工事成績評定に係る再説明請求への回答について

平成 年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名・箇所名 平成 ○ 年度 ○ 工事 ○○ 市 大字 ○○工区

2 疑問に対する回答

平成 年 月 日

(再) 説明請求書

発注機関の長 様
(長野県知事) 様 (再説明請求の場合)

(再) 説明請求者の住所氏名

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

商号又は名称〇〇〇〇 代表者名〇〇〇〇 様

平成 年 月 日付けで通知があった件について、下記のとおり説明を請求します。

記

1 (再) 説明請求の対象となる工事等名・箇所名

工事等名 〇〇〇〇

工事等箇所名 〇〇〇〇

2 疑問のある事項

※ 疑問のある事項は、その根拠も含めて具体的に記入して下さい